

京都大学	博士 ( 法 学 )	氏名	小 石 川 裕 介
論文題目	近代日本における公益事業の法史学的研究 ガス・水道事業を中心として		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、とくに水道事業とガス事業を素材として、近代日本における公益事業の法的枠組みを明らかにすることを目的としたものである。水道とガスはともに供給事業であり、初期には事業規模も相対的に小さく、およそ一都市内で完結する傾向があるなどの共通点がありながら、水道は地方団体公営、ガスは私営が中心になるという対照的な経過をたどる。本論文はまずこの点に着目してそれぞれの事業の法的枠組みの形成過程を実証的に考察する。またこれらの供給事業が定着をみる1900年代前後から1910年代以降における「公益事業の発見」は、近代都市における社会資本整備という課題の一環をなすものであり、本論文は近代都市史の観点からの問題関心をも併せもつものである(序論)。</p> <p>水道事業は、1890年水道条例の制定により公営原則が確立されるが、同条例の立法過程を詳細に分析すると、内務省衛生局の準備した原案は私営水道を容認したものであったのに対し、農商務省との管轄権の衝突を恐れた法制局の調整などにより、公営原則を強調する内容に変化したことが確認される。こうして水道条例は、農商務省の管轄権と重ならない建築法制に特化し、実際の運営についての疑義や供給条件の不備などは、その都度、行政措置により解決されるという傾向を有することとなった(第1章)。</p> <p>ガス事業については、1923年瓦斯事業法の制定前後に分けて考察を行う。</p> <p>事業法の制定が遅れたガス事業では、1900年代以後、市町村による「報償契約」による事業規制が全国的に広まった。これはガス管敷設のための道路使用とその使用料に関する契約という形式で、市町村が事実上の事業規制・特権付与の主体となることを可能としたものであった。報償契約は、その性質も未確定なままで、しかし現実的な法的ツールとして多用されるに至った(第2章)</p> <p>1919年旧道路法の制定により道路が国の営造物と規定されると、道路を市町村の営造物とする前提の上に締結されていた報償契約は基礎を失い、報償契約による規制に不満をもっていたガス事業者は契約廃棄を求める動きも見せた。この状況の解決のため立法化された1923年瓦斯事業法は、事業者と内務省(市町村)の要望を折衷する内容となり、主務大臣による事業許可や料金認可規定が定められる一方、報償契約も温存される結果となった。しかし1920年代後半には、東京のガス事業をめぐる問題が社会問題化したため、1931年の瓦斯事業法改正により事業規制枠組みが再編されることになった(第3章)。</p> <p>このように、近代日本における公益事業の法的枠組みは、アドホックな対応の積み重ねであったため、同じ公益事業でありながらも、その法的な不統一性が昭和初期頃</p>			

から問題となった。1931年に東京市政調査会が作成した「公益企業法案」は、公益企業に対する通則法を策定して諸問題に対処することを意図したものであったが、大都市事務協議会の委託を受けて作成された同案は、制度的に疎外されかけていた市町村側に立った法律構成をとり、行政機構に大幅な変革を求めるものであって、当時の政治情勢のなかでは実現されることなく終わった（第4章）。

こうして本論文は、近代日本における公益事業の法的枠組みが、アドホックな対処の積み重ねによって形成され、必然的にいびつな構造を有するものになったと指摘する。しかし、当時においてもその問題性が指摘されつつ、こうした構造が維持されたのは、それらの積み重ねのうちに公益性を担保する枠組みがそれなりに作り出され、機能していたからであると結論づけている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、水道・ガス事業を素材として、近代日本における公益事業の法的枠組みの形成過程とその特質を究明するものである。

本論文の第一の、そして最大の意義は、従来の研究上においてほぼ空白とされてきた領域に積極的に歴史研究のメスを入れ、細部にわたる事実関係を一次史料にもとづき正確に明らかにした点にある。近代日本においていわゆる公益事業として把握される諸事業のうち、電気・交通事業などについては比較的厚い歴史研究の蓄積もあったが、本論文が対象とした水道・ガス事業は、都市衛生政策の観点から近代水道に焦点があてられる他は、ほとんど関心外におかれてきた。本論文ではまず水道事業について、水道条例における公営原則の確立過程を解明したのち、ガス事業の規制枠組みの展開を精密に検証する。とくに明治期以来のガス事業において重要な役割を果たす「報償契約」は、第二次大戦後に衰退したためほとんど忘却された存在になっていたが、本論文はこの報償契約の成立・展開を実証的に解明した、ほぼ唯一の業績としての評価を与えられるべきものである。そのなかでは、大審院にまで係属した東京瓦斯による報償契約無効確認訴訟の経緯や、ガス事業の利権をめぐる東京市政の錯綜する動向など、興味深い史実が数多く明らかにされている。

本論文の第二の意義は、近代日本の公益事業の法的枠組みの特質の究明という、大きな問題設定の下で正面から課題に取り組んで一定の見通しを提示しえた点である。

もともと、課題への解答として、本論文が提示しえたものはおそらく部分的・暫定的なものにとどまるであろう。要するに、近代日本における公益事業の法的枠組みがアドホックな対処の積み重ねによって形作られていたとする本論文の考察の基本的認識は、それ自体としてはやや凡庸な印象を拭えず、論文構成上の線の細さを感じさせる結果となっている。また、本論文の叙述スタイルの全般的特徴として、克明・細密ではあるが、表層的な経緯を追う記述に終始して叙述の工夫を欠き、読む者に忍耐を強いる結果となっている箇所も少なくない。

しかし叙述スタイルにおけるこの欠点と思えるものも、一定の図式に押し込めることなく事実関係を多面的に無理なく評価し、史実をあくまでも精密に追及しようとする誠実な態度に裏づけられたものであって、本論文の叙述内容の正確性を担保するものとなっていると肯定的に捉えなおすことが可能である。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成22年8月5日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。